

監査公表第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(公民館現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年 8 月25日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

平成28年度定期監査（公民館現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成28年7月7日（金）

2 監査の対象

栗野公民館、北公民館及び松原公民館における平成27年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）使用料の納付について

使用料について、原則前納にもかかわらず、公民館使用後に納付しているケースがあった。利用者に対しては、納入通知書に納付期限を設定するなど適正な処理をするよう努められたい。

（2）外郭団体の事務について

外郭団体の事務局としての通帳管理や現金の取扱業務については、団体の自助・自立による運営のもと、自主的な活動が行われるよう事務移管に努められたい。

また、館長は通帳、印鑑の収納・確認・保管体制を強化し、事故防止に留意されたい。

（3）備品台帳の整理について

備品管理については、備品台帳に記載漏れ、備品シールの付け忘れがあるものや所管換えで貰った備品と寄附された備品が混在しているなど不備な点が目立

った。再度現物との照合を行い、財務規則に基づき備品台帳の整備をしていただきたい。併せて、使用不可となった備品等については、手続きを取り廃棄処分すること。

(4) 公民館運営審議会議事録の記載内容について

敦賀市公民館設置及び管理に関する条例第 12 条により「公民館に公民館運営審議会を置く」と定められており、これに従って各公民館に公民館運営審議会が設置されている。

このことから、議事録は、報告内容や各委員からの意見についての記載だけでなく、それに対する決議内容を記載し欠席している委員にも第三者にも審議内容が把握できるような議事録を作成することが望ましい。

今後、議事録作成については、担当課において各公民館統一の指針に基づいて運用できるように指導に努められたい。